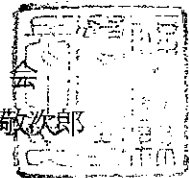


福岡医発第1411号(保)

平成14年11月 5日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬次郎老人保健法及び健康保険法等の改正に伴う春日市高齢者
医療助成制度に係る診療報酬明細書等の記載について

本年10月1日からの老人保健法及び健康保険法等の改正に伴う春日市高齢者医療助成制度に係る診療報酬明細書等の記載について下記のとおり春日市より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 春日市高齢者医療助成制度（通称41老人）に係る診療報酬明細書等の記載について

41老人の一部負担金は、老人保健法に準拠し、医療証に記載してある一部負担金の割合に応じて医療費の1割又は2割を徴収していただきますが、診療報酬明細書の一部負担金欄につきましては、次のとおり記載してください。なお、一部負担金額については必ず記載をお願いします。

また、記載につきましては、27老人と異なりますので、御注意ください。

(1) 入院の場合

- ① 41老人の一部負担金の割合が2割で、高額療養費の扱いとなる場合（72,300円＋〔医療費－361,500円〕×1%）は1円単位での記載となります。
- ② 41老人の一部負担金の割合が2割で、過去1年間に3回以上（平成14年10月から起算）高額療養費の支給対象となっていたことが、医療機関で把握可能なときは、4回目から一部負担金の徴収は40,200円までとなります。
- ③ 41老人の一部負担金の割合が2割、かつ健康保険の自己負担も2割で同額となるときは、41老人の助成額はありませので、この場合は健康保険単独として記載してください。
- ④ 前記①以外の場合は10円単位（総医療費の1割又は2割。10円未満の端数は四捨五入。）での記載となります。

(2) 外来の場合

- ① 4 1 老人の一部負担金の割合が2割、かつ健康保険の自己負担も2割で同額となる
ときは、薬剤一部負担金のみ4 1 老人の助成額となりますので、この場合一部負担
金額欄は一円単位での記載となります。なお、薬剤一部負担金が生じないときは、
4 1 老人の助成額はありませんので、健康保険単独として記載してください。
- ② 前記①以外の場合は1 0 円単位（総医療費の1割又は2割。1 0 円未満の端数は四
捨五入。）での記載となります。

問い合わせ先

〒816-8501

春日市原町3丁目1番地5

春日市役所国保年金課医療担当

Tel092-584-1111 内線1523・1525

(公 印 省 略)

14春国医第 197号
平成14年10月30日

福岡県医師会 様

春日市長 井 上 澄 和
(市民部国保年金課医療担当)老人保健法及び健康保険法等の改正に伴う春日市高齢者
医療助成制度に係る診療報酬明細書等の記載について

本市の医療費助成制度の推進につきまして、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成14年10月1日からの老人保健法及び健康保険法等の改正に伴い春日市高齢者医療助成制度に係る診療報酬明細書等の記載が下記のとおりになりますのでお知らせいたします。
つきましては、貴会各会員の皆様への周知にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 春日市高齢者医療助成制度（通称41老人）に係る診療報酬明細書等の記載について

41老人の一部負担金は、老人保健法に準拠し、医療証に記載してある一部負担金の割合に応じて医療費の1割又は2割を徴収していただきますが、診療報酬明細書の一部負担金欄につきましては、次のとおり記載してください。なお、一部負担金額については必ず記載をお願いします。また、記載につきましては、27老人と異なりますので、御注意ください。

(1) 入院の場合

- ① 41老人の一部負担金の割合が2割で、高額療養費の扱いとなる場合（72,300円＋〔医療費－361,500円〕×1％）は1円単位での記載となります。
- ② 41老人の一部負担金の割合が2割で、過去1年間に3回以上（平成14年10月から起算）高額療養費の支給対象となっていたことが、医療機関で把握可能なときは、4回目から一部負担金の徴収は40,200円までとなります。
- ③ 41老人の一部負担金の割合が2割、かつ健康保険の自己負担も2割で同額となるときは、41老人の助成額はありませので、この場合は健康保険単独として記載してください。
- ④ 前記①以外の場合は10円単位（総医療費の1割又は2割。10円未満の端数は四捨五入。）での記載となります。



(2) 外来の場合

- ① 4 1 老人の一部負担金の割合が2割、かつ健康保険の自己負担も2割で同額となるときは、薬剤一部負担金のみ4 1 老人の助成額となりますので、この場合一部負担金額欄は一円単位での記載となります。なお、薬剤一部負担金が生じないときは4 1 老人の助成額はありませんので、健康保険単独として記載してください。
- ② 前記①以外の場合は10円単位（総医療費の1割又は2割。10円未満の端数は四捨五入。）での記載となります。

問い合わせ先

〒816-8501

福岡県春日市原町3丁目1番地5

春日市役所国保年金課医療担当

TEL092-584-1111 内線 1523・1525